

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合公文書の作成に関する規程

制 定 平成 14 年 8 月 2 日訓令第 8 号  
最近改正 令和 5 年 8 月 22 日訓令第 6 号

## (目的)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、公文書の作成について必要な事項を定めることを目的とする。

## (横書きの原則)

第 2 条 公文書は、左横書きとする。ただし、表彰状、感謝状、祝辞その他の縦書きとすることが一般的であると認められるものについては、この限りでない。

## (文体及び表現)

第 3 条 公文書の文体は、「ます」体とする。ただし、令達文書（告示（議会の招集告示を除く。）及び指令を除く。次項において同じ。）、議案、契約書（協定書、覚書等を含む。）、不服申立てに対する裁決書又は決定書、辞令書等の文体は、「である」体とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令達文書中で定める様式のうち、申請書、通知書その他これらに類するものに用いる文体は、「ます」体とする。

3 文書を作成する場合は、不必要な修飾語の使用又は回りくどい表現は避け、主語及び述語を明確にして、簡潔で、かつ、内容が正確に伝わるものとなるように努めなければならない。

## (敬称)

第 4 条 公文書の名宛人に付ける敬称は、「様」を用いる。ただし、名宛人の職業等により、他の敬称を用いるほうが適当であると認められる場合は、他の敬称を用いることができる。

## (用語、用字等)

第 5 条 公文書に用いる用語は、日常的かつ一般的に使用される分かりやすい言葉とし、略語、難語、外国語、専門用語等は、できるだけ使用しないように努めなければならない。

2 公文書に用いる漢字は、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の範囲とし、その使用等については公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）の例によるものとし、仮名遣い及び送り仮名については、それぞれ現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号）及び送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示第 2 号）の例による。

3 令達文書のうちの条例、規則及び訓令における漢字の使用等については、法令における漢字使用等について（平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定）の例による。

4 促音に用いる「つ」並びによろ音に用いる「や」、「ゆ」及び「よ」は、小書きにする。

5 公文書に用いる年の表示は、元号を用いるものとする。ただし、外国にいる人又は外国にある機関に宛てて出す公文書で、西暦を用いる方が適当であると認められるものについては、この限りでない。

6 数字は、アラビア数字を用いる。ただし、次に掲げる場合には、漢字を用いる。

- (1) 四国、九州等、固有名詞を表す場合
- (2) 一般、第三者等、数の感じを失った熟語その他これに類するものを表す場合
- (3) 数千人、数十日等、概数を表す場合
- (4) 第 2 条ただし書の規定により、文書を縦書きとする場合

7 前項本文の規定にかかわらず、文書を左横書きとする場合であっても、大きな数

字を表すときは、単位として漢数字を用いることができる。ただし、「千」以下の単位には、「単位千円」として使用する場合を除き、千、百、拾等の漢数字は使用しない。

- 8 符号は、文章、表等を読みやすく、かつ、理解しやすいものにするために必要と認められる場合に、適宜使用するものとする。ただし、繰返し符号の「ゝ」及び「ゞ」は、使用しない。

(書式)

**第6条** 公文書の書式は、別記の例による。ただし、これにより難い特別の理由があるときは、この限りでない。

**附 則**

この訓令は、平成14年8月2日から施行する。

**附 則** (平28. 3. 30訓令2)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令5. 4. 11訓令4)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令5. 8. 22訓令6)

この訓令は、公布の日から施行する。



(3) その他の議案

ア 土地の取得

×○○○○年北しりべし	第○回定例会	議案第○号×
×廃棄物処理広域連合議会		
×××不動産の取得について		
×次の土地を取得する。		
××○○○○年○月○日提出		
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××		
記		
1 土地の表示	○○○○○○丁目○番○	宅地
	○, ○○○. ○○	平方メートル
	○○○○○○丁目○番○	宅地
	○, ○○○. ○○	平方メートル
	計 ○, ○○○. ○○	平方メートル
2 取得価格	○億○, ○○○万○, ○○○円	
3 取得先	○○○○○○丁目○番○号	
	株式会社○○○○○	

イ 工事請負契約

×○○○○年北しりべし	第○回定例会	議案第○号×
×廃棄物処理広域連合議会		
×××工事請負契約について		
×○○○○○○○○○○工事の請負契約を次のように締結する。		
××○○○○年○○月○○日提出		
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××		
記		
1 工事名称	○○○○○○○○○○工事	
2 契約金額	○億○, ○○○万円	
3 契約の相手方	○○○○○○丁目○番○号	
	○○○○○共同企業体	
	代表者	
	○○○○○○丁目○番○号	
	○○○○○株式会社	

ウ 特別職の選任

×○○○○年北しりべし  
第 ○ 回 定 例 会 議案第○号×  
×廃棄物処理広域連合議会

×××北しりべし廃棄物処理広域連合○○の選任について  
×次の者を○○に選任したいので、北しりべし廃棄物処理広域連合規約第○○  
条第○項の規定により議会の同意を求める。  
××○○○○年○月○○日提出  
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××

記  
○ ○ ○ ○

(4) 専決処分報告

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第3項の規定に基づくもの

×○○○○年北しりべし  
第 ○ 回 定 例 会 報告第○号×  
×廃棄物処理広域連合議会

×××専決処分報告  
×北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（北しりべし廃棄物処理広  
域連合○○○○条例の一部を改正する条例（○○○○年北しりべし廃棄物処理  
広域連合条例第○号））を、地方自治法第292条において準用する同法第1  
79条第1項の規定に基づき、○○○○年○月○日別紙のとおり専決処分した  
ので報告し、承認を求める。  
××○○○○年○○月○○日提出  
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××

イ 地方自治法第292条において準用する同法第180条第2項の規定に  
基づくもの

×××専決処分報告  
×○○○○年○月○日午後○時○分ころ、広域連合の公用車が、○○○○○○  
丁目○番○地先の○○○道○○線上で、○○○○○○丁目○番○号○○○○さ  
ん所有の乗用車と接触し、同車右側面に損害を与えた。  
×この賠償額を次のように専決処分したので報告する。  
××○○○○年○○月○○日提出  
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××

記  
賠償額 ○○万○, ○○○円





エ 条例（規則）を廃止する場合

北しりべし廃棄物処理広域連合条例第○号× ○○○○年○月○日×
×北しりべし廃棄物処理広域連合○○条例を廃止する条例をここに公布する。
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××
×××北しりべし廃棄物処理広域連合○○条例を廃止する条例 ×北しりべし廃棄物処理広域連合○○条例（○○○○年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第○号）は、廃止する。 ×××附×則 ×この条例は、○○○年○月○日（公布の日・規則で定める日）から施行する。

オ 条例の施行期日を定める規則を制定する場合

北しりべし廃棄物処理広域連合規則第○号× ○○○○年○月○日×
×北しりべし廃棄物処理広域連合○○○○条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××
×××北しりべし廃棄物処理広域連合○○○○条例の施行期日を定める規則 ×北しりべし廃棄物処理広域連合○○○○条例（○○○○年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第○号）の施行期日は、○○○○年○月○日とする。 。

(2) 訓令

ア 訓令を新たに制定する場合

北しりべし廃棄物処理広域連合訓令第○号× ○○○○年○月○日×
×北しりべし廃棄物処理広域連合○○○規程（北しりべし廃棄物処理広域連合○○○に関する訓令）を次のように定める。
北しりべし廃棄物処理広域連合長×○ ○ ○ ○××
×××北しりべし廃棄物処理広域連合○○○規程（北しりべし廃棄物処理広域連合○○○に関する訓令） （中略） ×××附×則 ×この訓令は、○○○○年○月○日から施行する。

備考 訓令は、組織の内部的な規範であるため、条例及び規則のように公布はしない。したがって、公布文に代わるものとして、「……を次のように定める。」という制定文を置く。これ以外は、条例及び規則の場合と同じである。



イ 訓令の一部を改正する場合

北しりべし廃棄物処理広域連合訓令第〇号×  
〇〇〇〇年〇月〇日×

×北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）の一部を改正する訓令を次のように定める。

北しりべし廃棄物処理広域連合長×〇 〇 〇 〇

××

×××北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）の一部を改正する訓令

×北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）（〇〇〇年北しりべし廃棄物処理広域連合訓令第〇号）の一部を次のように改正する。

×第〇条第〇項中「〇〇」を「〇〇」に改める。

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

ウ 訓令を廃止する場合

北しりべし廃棄物処理広域連合訓令第〇号×  
〇〇〇〇年〇月〇日×

×北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）を廃止する訓令を次のように定める。

北しりべし廃棄物処理広域連合長×〇 〇 〇 〇××

×××北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）を廃止する訓令

×北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇規程（北しりべし廃棄物処理広域連合〇〇〇に関する訓令）は、廃止する。

×××附×則

×この訓令は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

(3) 告示

北しりべし廃棄物処理広域連合告示第〇号×  
〇〇〇〇年〇月〇日×

×××〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

×〇〇〇〇〇〇法第〇条第〇項の規定により、次の〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇したので、同条第〇項の規定により告示します。

北しりべし廃棄物処理広域連合長×〇 〇 〇 〇××

記